

奥州市元気応援型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 雑則（第33条・第34条）</p> <p>（事業の一般原則）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 事業者は、元気応援型通所サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>5 <u>令和3年9月1日から令和6年3月31日までの間、第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。</u></p> <p>（従事職員の員数）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 事業者は、元気応援型通所サービスの単位ごとに、<u>前項</u>に規定する従事職員を、常時1人以上当該元気応援型通所サービスに従事させなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備え</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 雑則（第33条）</p> <p>（事業の一般原則）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>（従事職員の員数）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 事業者は、元気応援型通所サービスの単位ごとに、<u>第1項</u>に規定する従事職員を、常時1人以上当該元気応援型通所サービスに従事させなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第8条 略</p>

奥州市元気応援型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>られたファイルにその旨を記録する方法)</u>  <u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u>            3 <u>前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</u>            4 <u>第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u>            5 <u>事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u>  <u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの</u>  <u>(2) ファイルへの記録の方式</u>            6 <u>前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第11条 事業者は、元気応援型通所サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター（<u>法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、当該委託を受ける指定居宅介護支援事業者。以下同じ。</u>）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(地域包括支援センター等との連携)</p> <p>第12条 事業者は、元気応援型通所サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「<u>地域包括支援センター等</u>」という。）との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(ケアプランに沿ったサービスの提供)</p> <p>第13条 事業者は、ケアプラン（要支援認定又は基本チェックリストによって総合事業対象者であると判断された場合に、本人の希望、必要性、利用限度額、回数等に基づいて作成されるサービスの計画をいう。以下同じ。）が作成されている場合は、<u>当該ケアプラン</u>に沿った元気応援型通所サービスを提供しなければならない。</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第11条 事業者は、元気応援型通所サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(地域包括支援センター等との連携)</p> <p>第12条 事業者は、元気応援型通所サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(ケアプランに沿ったサービスの提供)</p> <p>第13条 事業者は、ケアプラン（要支援認定又は基本チェックリストによって総合事業対象者であると判断された場合に、本人の希望、必要性、利用限度額、回数等に基づいて作成されるサービスの計画をいう。以下同じ。）が作成されている場合は、<u>当該計画</u>に沿った元気応援型通所サービスを提供しなければならない。</p>

奥州市元気応援型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p>(利用料の受領)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、<u>次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、元気応援型通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが<u>適当と認められるもの</u></p> <p>4・5 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 事業者は、その事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>2 <u>令和3年9月1日から令和6年3月31日までの間、前項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</u></p> <p>(従事職員の資質向上のための措置)</p> <p>第20条の2 <u>事業者は、従事職員の資質の向上のために、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>従事職員のうち1人以上に対し、市が実施する運動機能向上のトレーニングやレクリエーション活動等の実施に係る講習を受講させること。</u></p> <p>(2) <u>全ての従事職員（別表に掲げる資格若しくは免許を有し、又は同表に掲げる研修（市が実施する研修を除く。）を修了した者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させること。</u></p> <p>2 <u>令和3年9月1日から令和6年3月31日までの間、前項第2号の規定の適用に当たっては、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずよう努めなければ」とする。</u></p> <p>(就業環境の保全)</p> <p>第20条の3 <u>事業者は、適切な元気応援型通所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(利用料の受領)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、<u>次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、元気応援型通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが<u>適当と認められる費用</u></p> <p>4・5 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 事業者は、その事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 略</u></p>

奥州市元気応援型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第20条の4 事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する元気応援型通所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、従事職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</p> <p>3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>4 令和3年9月1日から令和6年3月31日までの間、前3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。</p> <p><u>(非常災害対策)</u></p> <p>第22条 略</p> <p>2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p><u>(衛生管理等)</u></p> <p>第23条 略</p> <p>2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。</p> <p>3 令和3年9月1日から令和6年3月31日までの間、前項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p><u>(掲示)</u></p> <p>第23条の2 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従事職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p><u>(非常災害対策)</u></p> <p>第22条 略</p> <p><u>(衛生管理等)</u></p> <p>第23条 略</p> <p>2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

奥州市元気応援型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p>2 事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第25条の2 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した元気応援型通所サービスに関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して元気応援型通所サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても元気応援型通所サービスの提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第26条 事業者は、利用者に対する元気応援型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(虐待の防止)</p> <p>第26条の2 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>2 令和3年9月1日から令和6年3月31日までの間、前項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 事業者は、利用者に対する元気応援型通所サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(事故発生時の対応)</p> <p>第26条 事業者は、利用者に対する元気応援型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 事業者は、利用者に対する元気応援型通所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

奥州市元気応援型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p>第7章 雑則</p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第33条 事業者及び元気応援型通所サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この告示の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 事業者及び元気応援型通所サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この告示の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p><u>(補則)</u></p> <p>第34条 略</p>	<p>第7章 雑則</p> <p>第33条 略</p>